

## 委員会運営規定

平成 19 年 12 月 11 日作成

平成 19 年 12 月 11 日施行

### (目的)

第 1 条 本規定は、理事会で定めた目的および事業内容を円滑に執行するための委員会の設置および運営に関して規定するものである。

### (委員会の種類)

第 2 条 理事会のもとに以下の委員会を設ける。

- (1) 戦略企画委員会
- (2) 標準技術委員会
- (3) 産業応用委員会
- (4) 教育普及委員会

2. 各委員会の目的については、理事会において別途さだめる。

### (委員会の構成員)

第 3 条 委員会を構成する委員は、正会員、賛助会員（団体会員の場合はその役員または従業員）、および P S L X フォーラム会員である個人とする。

2. 設置当初の委員は理事会において承認する。

3. 委員会設置以降の委員の就任および退任は、委員会において承認し、理事会に報告する。

### (委員長と幹事)

第 4 条 各委員会には、委員長および幹事を各 1 名置く。

2. 委員長および幹事は、委員の互選によって選任する。

3. 委員長および幹事の任期は 1 年とする。ただし再任をさまたげない。

### (運営)

第 5 条 委員会の開催は、必要に応じて委員長または幹事が召集する。

2. 委員会の議長は、委員長が行う。

3. 委員会には、担当理事が出席し、意見を述べることができる。

### (議決)

第 6 条 委員会は、その構成員の過半数の出席をもって成立する。

2. 委員会が議決を行う場合には、委任状出席を含む出席委員の過半数をもって決する。

3. 委員会の議決は、電子メールによって行うことができる。この場合は、メールの回答をもって出席したものとみなす。

第7条 委員会は、以下の内容について審議する。

- (1) 委員長、幹事の選任
- (2) 委員の任命および解任
- (3) 作業部会の設置と解散
- (4) 活動計画書および実績報告書の作成
- (5) 活動予算案および決算案の作成
- (6) 理事会より付議された事項
- (7) 委員会の目的を達成するために必要な事項

第8条 委員会の開催にあたって、幹事は議事録を作成し、その内容を理事会に報告しなければならない。また、議事内容は、できるかぎり本会ホームページ等で一般公開するものとする。

(作業部会)

第9条 委員会は、その下に作業部会を設置することができる。

2. 作業部会のメンバーは、原則として広く本会の会員あるいはP S L Xフォーラムの会員から募らなければならない。

3. 作業部会は、その目的を明らかにし、目的が達成された場合には、速やかに解散しなければならない。

以上